

# 金融研究会「日本の貨幣・金融史を考える ～古代の貨幣および中世から近世への移行に伴う貨幣の変容を中心として」の様相

## はじめに

日本銀行金融研究所では、1997年1月7日、経済史、日本史、経済理論、考古学、分析化学など、貨幣・金融史に関わる多方面の専門家約50名を招いて、標記の金融研究会を以下の要領で開催した（参加者については、付・参加者リストを参照）。

（金融研究会の概要）

- ・第1セッション「古代の貨幣をめぐって」
 

座長：松山大学教授	岩橋 勝
導入報告：「皇朝十二銭の非破壊分析」	
国立歴史民俗博物館助手	齋藤 努
指定討論者からのコメント	
金融研究所研究第3課	西川 裕一
リジョインダーおよび討議	
  
- ・第2セッション「中世から近世への移行と貨幣の変容〔パネル・ディスカッション〕」
 

座長：大阪大学教授	宮本 又郎
報告1：「中世における信用取引の発展」	
北海道大学助教授	桜井 英治
報告2：「16世紀後半における貨幣流通」	
名古屋学院大学助教授	浦長瀬 隆
報告3：「私札の発展」	
金融研究所研究第3課調査役	鹿野 嘉昭
金融研究所研究第3課	山口健次郎
討議	
総括コメント：金融研究所顧問（東京大学教授）	石井 寛治

今回の金融研究会は、「古代」ならびに「中世から近世への移行期」という時代に焦点を絞り、それぞれの時代における貨幣の性格やその変容などについて、幅広い専門分野の視点から意見交換し、検討することを目的として開催された。とりわけ、

この研究会は、1995年12月に金融研究所が主催した金融研究会「貨幣学 (Numismatics) の方向を探る」<sup>1</sup> において問題提起された幾多の検討課題のうち、「貨幣の鑄造に関わる諸仮説の妥当性を検証するに際しての、貨幣の構造・材質に関する理化学的手法 (例えば非破壊分析) の必要性」ならびに「貨幣研究の時代区分を、古代、中世、近世と時代ごとに区切るのではなく、歴史的な継続性を重視することの必要性」の2点を実際の討議の俎上に載せ、検討する狙いが込められていた。

金融研究会は、2つのセッションに分けて行われた。まず第1セッションでは、古代の貨幣に関し、非破壊分析という最近の理化学的分析手法を用いて、皇朝十二銭の化学組成ならびに、貨幣素材の入手経路や鑄造技術の変遷を明らかにした報告を基礎として、その貨幣史的な意味などをめぐって活発な討議が行われた。その結果、皇朝十二銭の主要な化学組成原子は、銅、スズ、鉛であり、また皇朝十二銭の鉛原料の供給地は、山口県の<sup>ながのぼり</sup>長登銅山であるとほぼ特定できること、多くの文献資料には「後期の皇朝十二銭ほど銭貨に含まれる銅の割合が遞減する一方、鉛の含有率が増大していった」と記述されており、実際、全体としては遞減傾向をたどっているが、時代を経るにつれて銅の割合がスムーズに減少しているとは必ずしもいえず、分析点数を増やすことを含めてさらに検討を要すること、などが明らかになった。また、非破壊分析は有用な分析ツールであるが、分析結果はどのような貨幣を分析標本として用いるかに大きく依存するため、今後、各銭貨ごとに銭文形式などを基準としてグループ分けし、そのグループごとに銭貨の成分分析を行う必要性が再認識された。

続く第2セッションでは、中世から近世への移行期における貨幣の変容を探るべく、中世においていかなる信用取引手段が存在し、またそれらがどのような発展・衰退を遂げたか、銭から米への支払手段の変容が具体的にどのように発生したか、近世初期に発生した私札を貨幣史のうえにどのように位置付けるか、といった論点に関する基調報告に引き続き、一般討議の場においては各論点に沿った活発な議論が展開された。

なお、金融研究会会場において、当研究所が保有している皇朝十二銭や、山田羽書など伊勢地方における私札、日本や中国の紙幣原版等を臨時に展示した (文責：金融研究所)。

1 この研究会の様子は、金融研究所『金融研究』第15巻第1号 (1996年3月) に所収。

## 報告の概要ならびに討議の様相（文中一部敬称略）

### （１）第１セッション「古代の貨幣をめぐって」

#### イ．齋藤 努 国立歴史民俗博物館助手による報告

皇朝十二銭の化学組成の分析については、これまでも何人かの先達により試みられている。しかし、それらの大部分は、皇朝銭の表面に付着した錆の部分を選定したものであるため、分析結果が貨幣自体の化学組成を示していない可能性が高い。皇朝銭の金属部分を対象として化学組成を分析した研究としては明治時代の甲賀宣政による分析報告が挙げられるが、標本点数は 8 銭種のみと少ない。一方、鉛同位体比に関しては、馬淵久夫・平尾良光がいくつかの銭種について測定しているが、皇朝十二銭の全銭種を対象とした分析結果は、これまでのところ報告されていない。

ここでは、国立歴史民俗博物館所有の皇朝十二銭全銭種について、ほとんど非破壊な方法で金属部分の化学組成および鉛同位体比を測定した結果を紹介する。上記のとおり、このような理化学的分析を全銭種に対して実施した例はこれが初めてである。また、山口県美祢郡美東町の平原遺跡および長登銅山遺跡出土の鉛精錬・銅精錬関連資料、8～10世紀に生産された緑釉陶器の釉薬についても、皇朝十二銭との関連性の検討を目的として、鉛同位体比測定を実施した。

化学組成の分析に際しては、ダイヤモンドペーストなどを用いて資料輪側部の微小範囲の汚れおよび錆をクリーニングし、金属部分の偏析<sup>2</sup> 状況を走査型電子顕微鏡で確認した後、X線マイクロアナライザーによって元素分析を行った。また、偏析などの影響を小さくするために、分析範囲をできるだけ広く設定し、場所を変えて繰り返し測定して平均値を求めた。鉛同位体比については、試料から極微量の錆を採取し、国立歴史民俗博物館において開発された「高周波加熱分離 - 鉛同位体比迅速測定法」によって測定した。

このような皇朝十二銭の化学組成に関する分析から得られた結果は、次のようにまとめることができる。

皇朝十二銭を構成する原子のうち主要なものは銅 (Cu)、スズ (Sn)、鉛 (Pb) であり、その他に鉄 (Fe)、ヒ素、アンチモンなどが含まれる。

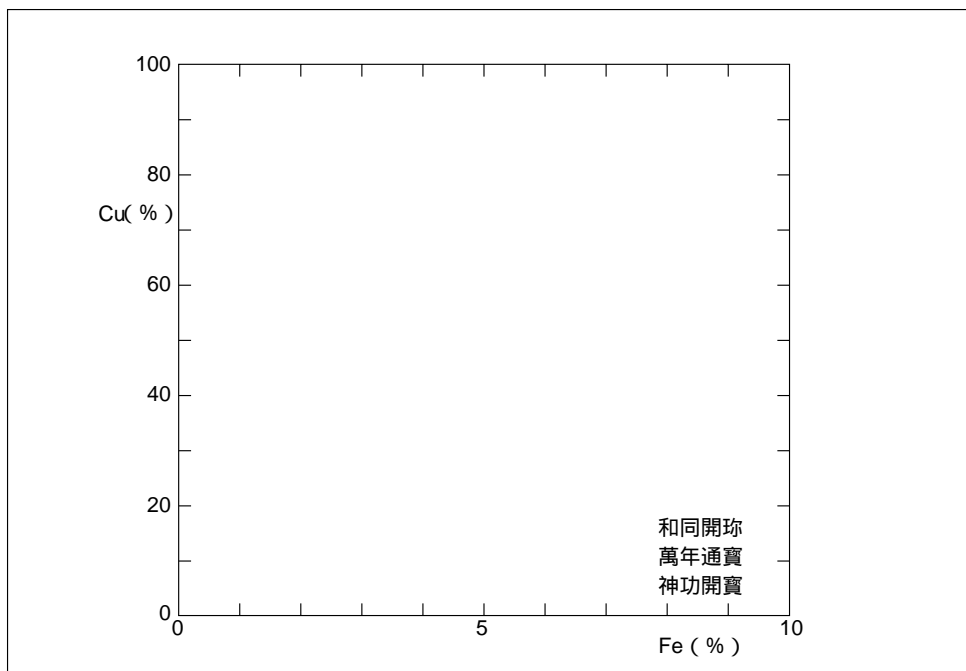
和同開珎、萬年通寶、神功開寶という奈良時代に鑄造された初期 3 銭種には鉄が数%含まれているのに対し、平安時代に鑄造された隆平永寶以降の皇朝銭には鉄がほとんど含まれていない (図 1)。

銅 - スズ - 鉛の三元プロット (図 2) によれば、スズが数%以上含まれるものが多いのは初期の 4 銭種であり、富壽神寶以降はほとんど 1% 以下となっている。富壽神寶、承和昌寶、長年大寶において 1 点ずつスズの濃度の高いものが検出されたが、これらについては初期の皇朝銭を原料として鑄造した可能性を含めてさ

2 鑄物製品で、溶融合金が凝固するとき、最初に析出する部分と後から凝固する部分とが組成を異にするため、ある成分が一部に偏る傾向のことをいう。

図1 皇朝十二銭の化学組成 (Fe Cu)

a) 和同開珎～神功開寶



b) 隆平永寶～乾元大寶

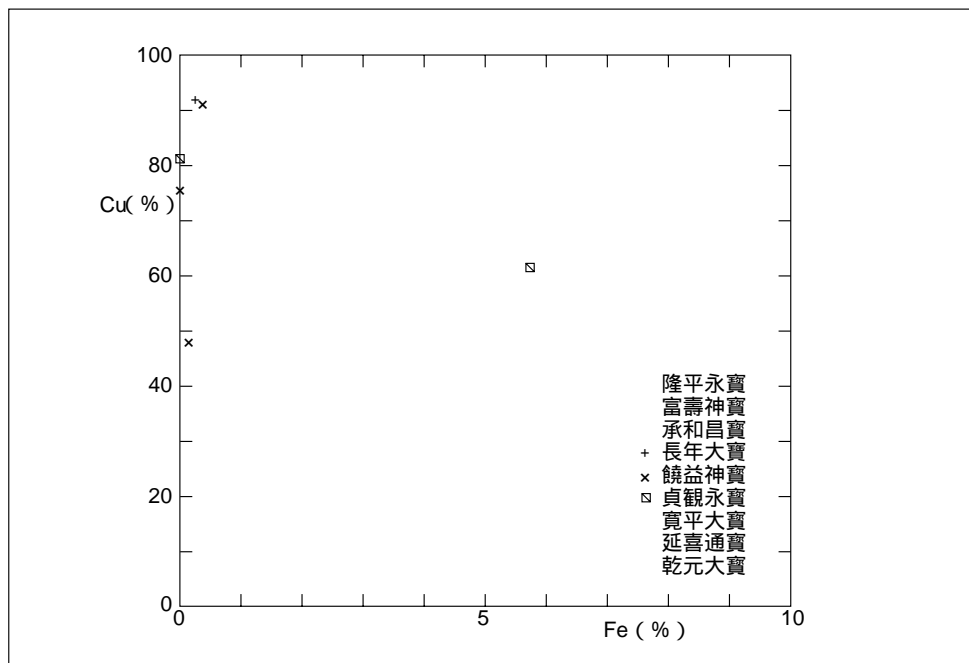
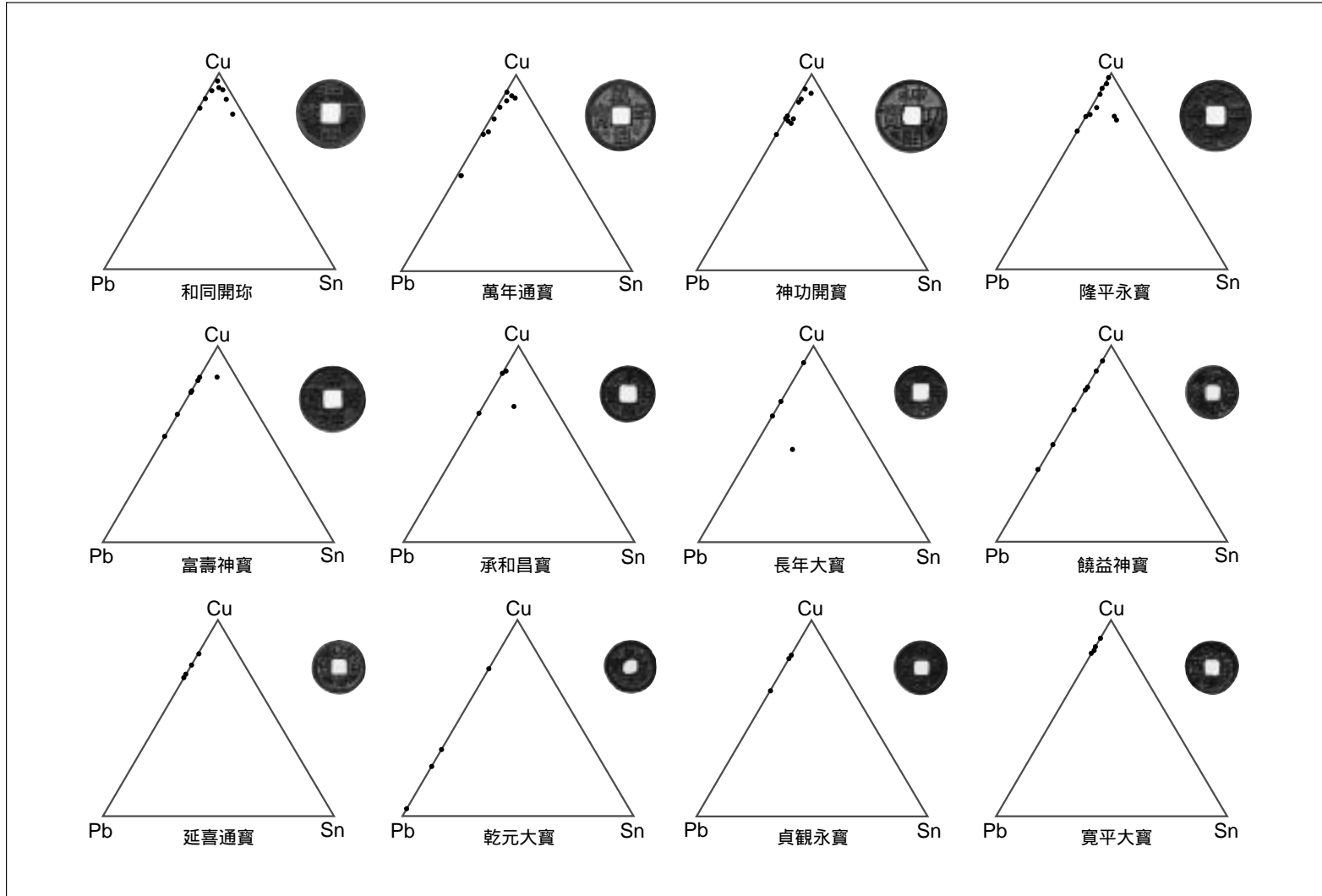


図2 皇朝十二銭の化学組成 (Cu Sn Pbの三元プロット)



らに検討が必要である。

一方、皇朝十二銭、平原遺跡出土鉛精錬関連資料、長登銅山遺跡出土銅精錬関連資料の鉛同位体比はいずれもきわめて近い値を示し、しかもそれらは、8～10世紀に製作された緑釉の値とほぼ一致した(図3)。したがって、これらの遺跡は、皇朝十二銭や緑釉の原料供給地として、有力な候補の1つであると考えられる。

#### ロ. 指定討論者からのコメント

西川(日本銀行金融研究所研究第3課)は、齋藤の報告に対し、次のような質問および問題提起を行った。

皇朝十二銭の化学組成分析を行うに当たり、分析範囲をできるだけ広く設定し、場所を変えて繰り返し測定して平均値を求めたとのことであるが、こうした方法で偏析の影響を完全に除去できたといえるか。

皇朝十二銭のうち、和同開珎、萬年通寶、神功開寶という初期の3銭種には鉄が数%含まれている一方、隆平永寶以降の銭貨にはほとんど含まれていないのは、どのような理由によるものと考えられるのか。

皇朝十二銭の銅・スズ・鉛の三元プロット(図2)をみると、発行時期の遅いもののほど、鉛濃度の高いものが増えてきているが、そもそも銭貨の鑄造に際し、鉛を混入することにはどのようなメリットがあるのか。

皇朝十二銭の化学組成は各銭貨ごとにばらつきがみられるが、仮にこれが偏析の影響でないとするばどういった理由によるものと考えられるのか。

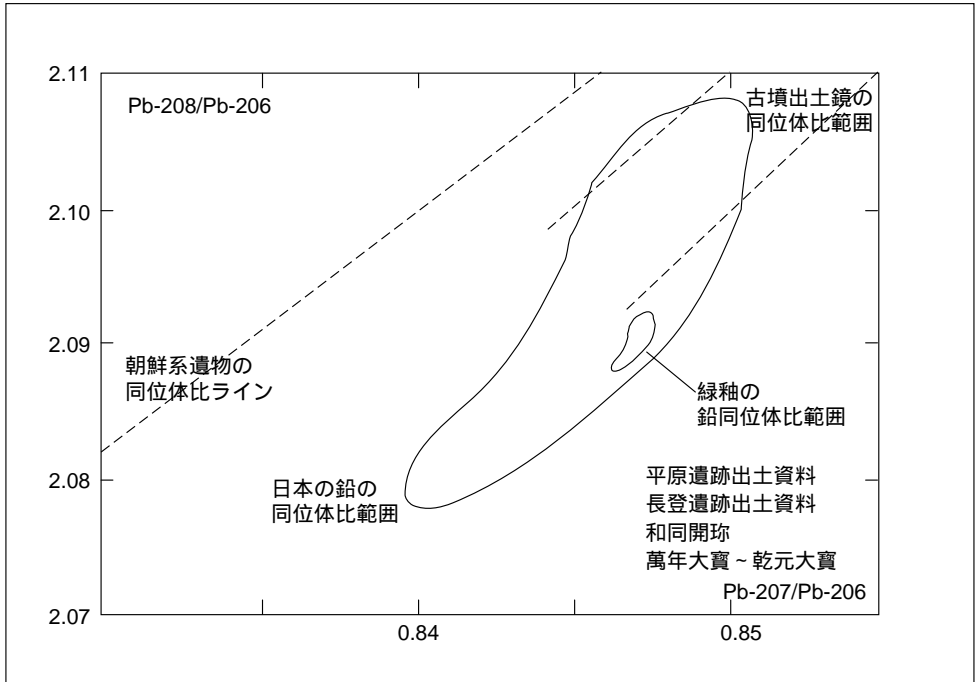
皇朝十二銭に関する鉛同位体比分析の結果(図3)より、皇朝十二銭や緑釉の原料供給地は山口県の長登銅山等が有力であるとの指摘があった。それに加え、この結果より当時の銅・鉛製金属器の鑄造方法あるいは鑄造技術など、ほかに何か類推できることはないか。この点の歴史学的な解釈については、他の出席者からも広く意見を求めたい。

#### ハ. 上記コメントに対する齋藤のリジョインダー

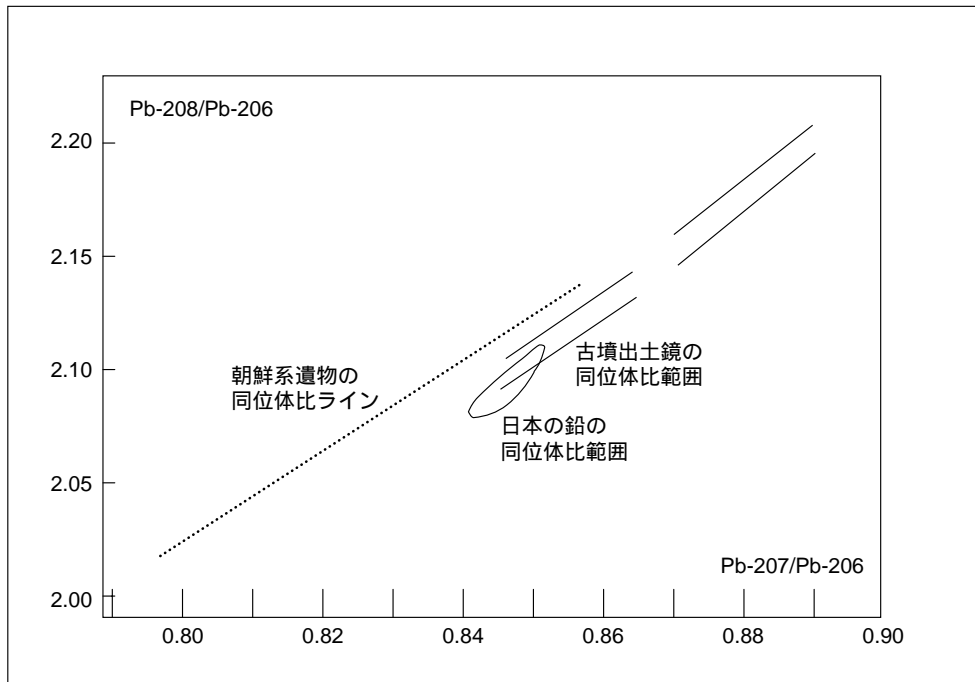
まず、偏析の影響については、分析範囲を広く設定し、繰り返し測定するという分析手法により、ほぼ回避できたと考えている。以前、他の銭貨を破壊して成分分析したという他者の研究においては、銭貨の輪側部と内部とで大きな成分の違いはみられなかったことが報告されており、今回の測定値の誤差はその変動の範囲内に収まると考えられる。

次に、隆平永寶以降、鉄の含有割合が激減した理由については、鉄が青銅のなかに混ざると合金の強度が低下してしまうため、初期の3銭種について意図的に鉄が混入されていたとは考えにくい。可能性として想定されるのは、鉄を含む黄銅鉱が銅の原料鉱石として用いられたということである。銅鉱石の大半が黄銅鉱であること、銅精錬に用いられた坩堝に鉄を多く含むスラグが付着している場合が多いことも、この可能性を支持している。したがって、平安時代の隆平永寶以降の皇朝銭で、初期3銭種に比べて鉄の含有量が大きく減った理由としては、銅精錬技術が発達し

図3 皇朝十二銭、平原遺跡出土資料、長登銅山遺跡出土資料の鉛同位体比測定結果



(参考) 東アジア青銅器の鉛同位体比図



鉄分をうまく除去できるようになったのではないかということが考えられる。

次に鉛を混入することの大きなメリットとしては、まず鑄造性の向上が挙げられる。つまり、融点が下がり合金が溶けやすくなるほか、溶けた合金の流動性が高まり、「湯流れ」がよくなることが知られている。もっとも、鉛を入れなくても和同開珎のように比較的立派な銭貨が鑄造されていることを勘案すれば、後期の皇朝十二銭に鉛が混入されたのは、むしろ原料コストが安いとか、比較的容易に入手できたといった要因による可能性が高い。

また、長年大寶や饒益神寶等の銭貨にみられる化学組成のばらつきは、銅、鉛、スズ等の混入バランスが違ったためであり、偏析の影響によるものではない。

最後に、皇朝十二銭に関する鉛同位体比分析の結果から私と言えることは、「鉛原料の産地は山口県美祢郡美東町の長登銅山である可能性が高い」ということだけで、鑄造場所や銭貨の流通方法等については、むしろ歴史学的な検討が必要と思われる。

## 二. 一般討議

以上のような皇朝十二銭の理化学的分析に関する報告、コメントおよびリジョインダーを踏まえて、一般討議においては、分析結果が貨幣史にもたらす意味合いや分析手法自体の有効性をめぐって、次のとおり議論が行われた。

(今回の分析結果が貨幣史にもたらす意味合い)

今村(東京大学教授)は、鉛同位体比分析が鉛の産出地をどこまで絞り込めるかという点について関心を寄せ、「長登遺跡の近辺からは、皇朝十二銭と同じ鉛同位体比を示す鉛は見つかっていないのか」という疑問を呈した。これに対し、齋藤は「鉛同位体比は、たとえ近辺の鉱山であっても、異なる地質のところにはできた鉱床であれば異なった値をとる」と説明したうえで、「皇朝十二銭と同様の鉛同位体比を示す鉛は、これまでのところ、日本国内では長登銅山以外では見つかっていない。長登銅山が当時皇朝十二銭の原料の銅を供給していた銅山の1つであったことを考えると、ここで産出した鉛も原料として使用されていた可能性は高い」とした。

岩橋(松山大学教授)は、このような議論を踏まえ、「皇朝十二銭の鑄造に用いられた原料が国内で産出したという事実は、いわゆる古代の貨幣経済が、中国貨幣経済の影響を大きく受けていた中世の渡来銭社会とは明確に異なる貨幣社会であったことを示す1つの証左となる」として、齋藤による分析結果が貨幣史における古代と中世とを区分する際の有力な判断材料になりうるのではないかと評価した。

(理化学的分析手法の妥当性をめぐって)

中島(東京大学助手)は、成分分析手法の妥当性について触れ、「金属原料を溶解して鑄型に流し込む際には、天ぷら粉が水とは完全には溶け合わず、粒のように固まってしまうように、銅が鉛ときれいに混ざり合うことはない」という他の研究会で聞いた話を披露のうえ、「そうした議論が仮に正しいとすれば、皇朝十二銭を非破壊分析しても、有効な分析結果を得ることが難しいのではないか」との疑問を



提起した。これに対し、齋藤は「厳密に言えば、青銅と鉛は完全には溶け合っていない。つまり、電子顕微鏡を用いて青銅の地肌部分を子細に観察すると、青銅のなかにミクロンオーダーの非常に小さな鉛の粒子が分布する組織状態になっている。もっとも、このような組織分布に伴う偏析の影響に関しては、分析範囲を広く設定することで回避できるほか、各銭貨については、測定ポイントを3点から5点程度設定のうえ繰り返し測定を行った後に平均値を求めるという方法を採用している。仮に数値の大きく異なるデータが得られた場合には、さらに数回測定を行うといった工夫をし、有効なデータが得られるよう配慮している」と述べ、今回の分析結果の信頼性が高いことを強調した。

また、鈴木（慶應義塾大学教授）は、以前、奈良国立文化財研究所の沢田正昭氏からの依頼に応じ提供した、慶應義塾大学考古学教室保有の枝銭の偏析状況に関する分析結果を紹介のうえ、「枝銭の上部、下部をそれぞれ研磨したり、標本の一部を切り取るといった破壊的な方法に基づき実施された成分分析によると、枝銭の各部分間において大きな成分の差はみられなかった」ことから、「広い範囲にわたって偏析が起こりうる可能性については、それほど懸念する必要はないのではないか」と述べた。

（皇朝十二銭各銭貨における形式別の成分の違いをめぐって）

岡田（国立歴史民俗博物館教授）は、今回分析の対象となった皇朝十二銭の出自について触れ、「分析対象となった国立歴史民俗博物館所蔵の大川天頭堂銭貨コレクションは、収集家自身の意図や入手の困難性などの要因を色濃く反映していることを忘れてはならない」と指摘した。つまり、「同じ銭文を持つ銭貨でも、保存状態の良いものや字体等形式の異なるものが優先されて収集された傾向が強い。また、比較的入手しやすい和同開珎などは所蔵点数も多く包括的な分析が実施可能となっている一方、後期の饒益神寶や乾元大寶などは3～4点しか所蔵されていない。このため、大川天頭堂銭貨コレクションを分析対象とする限り、網羅的にデータを集めることが難しく、化学成分の分析結果にばらつきがみられるのも当然である」とコメントした。さらに、「和同開珎の鋳型は、山口県だけに限らず、奈良県の平城京跡からも出土されていることを踏まえると、皇朝十二銭の鋳造場所が各地に点在していた可能性もある」と述べ、「皇朝十二銭の成分分析に際しては、銭文形式の違いなどを考慮のうえ、各銭貨をグループ分けして、グループごとに非破壊分析を行い、銭種別・グループ別にみた成分分析の相違を明らかにしていくことが望まれる」とした。

これに関し、今回の齋藤の理化学的分析にも協力した高橋（国立歴史民俗博物館助手）は「和同開珎や神功開寶などは、同じ銭貨であっても、字体等形式の違いにより、多少の成分の差がみられる」とし、「例えば古和銅は純銅に近い成分を示す一方、ハネ和銅（「和」の字の第3画のトメなどがはねているもの）は、他の和同開珎と比べ鉛の混入割合が高い」などの参考事例を紹介した。

齋藤も「今後、さらに多くの形式の異なるさまざまな銭貨について同様の成分分

析を行い、歴史事実を解明するための議論が一層深まるような材料を提供していきたい」と、今後の抱負を述べた。

(皇朝十二銭における銅の含有割合低下をめぐって)

最後に、岩橋は「多くの文献資料等に『後期の皇朝十二銭ほど、銭貨に含まれる銅の割合が逡減していった』と記述されているが、これまでの議論を聞いた限りでは、銅の含有量はたいして減っていないように思われる」と通説に対する疑問を投げかけた。これについて、齋藤は「全体的傾向として、徐々に皇朝十二銭の銅の割合が低下していったのは事実である」としたうえで、「中期の皇朝十二銭には、同じ銭文を持つ銭貨であっても、鉛の含有割合の高いものと低いものが含まれている場合があり、必ずしも時代を経るにつれてスムーズに逡減していったわけではない。ただし、中期以降の皇朝十二銭については測定点数もあまり多くないので、結論を出すまでにはもう少し検討が必要であろう」とした。

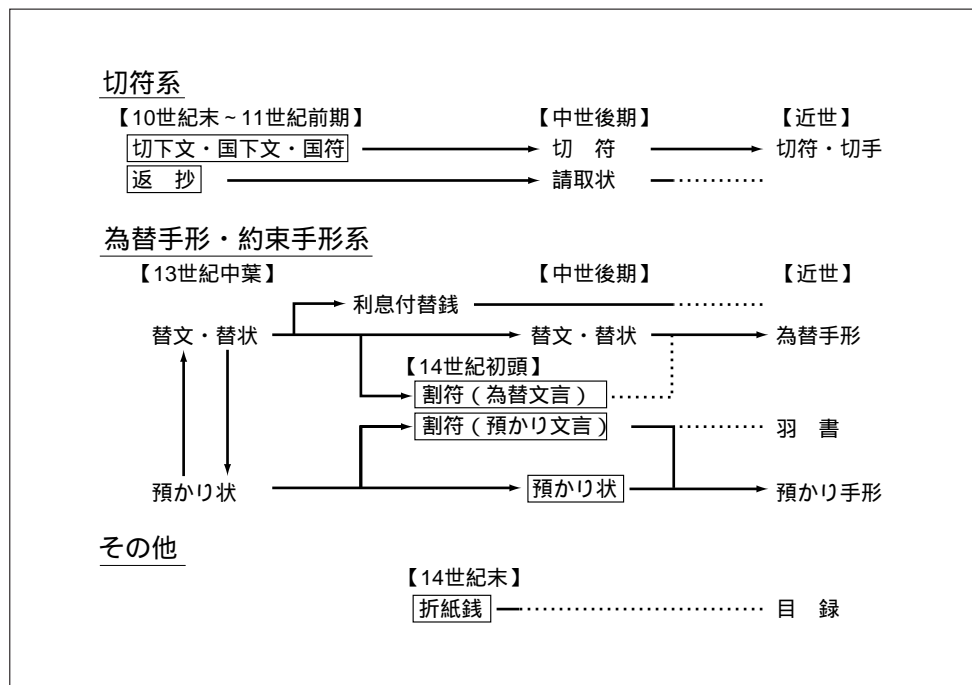
(2) 第2セッション「中世から近世への移行と貨幣の変容」

イ. 報告1：「中世における信用取引の発展」(桜井英治・北海道大学助教授)

(中世手形類の系譜)

中世における手形は、図4のとおり、<sup>きりふ</sup>切符系、為替手形・約束手形系、その他(折紙銭)の3つに大別できる。

図4 中世手形類の系譜



切符系：切符とは、朝廷・国司・幕府などに属する出納機関が、所管の蔵や所領に宛てて米や銭の支出を命じた「支払命令書」のことをいう。官僚や納入業者は、出納機関に赴いて切符の発行を請求し、発給を受けた切符を蔵や所領に持参・提示することにより、給与やその他経費の支払いを受ける。このとき受給者は、出納機関に対し請取状（返抄とも呼ばれた）という領収書の提出が求められた。このように請取状は本来的には領収書として発行されたが、時には切符と同様に蔵などに対する支払命令書として機能することもあったため、類型上、切符系に分類することができる。

切符系文書の起源は、平安後期の朝廷や国、東大寺などの有力社寺が諸国に宛てて発給した文書である切下文、国下文、国符等に求められる。これらが中世中期から後期に至って切符という呼称に落ち着いた。切符系文書の場合、平安期には借上という金融業者によって一時的に割り引かれることもあったが、その後はそうした形跡がまったくみられなくなっており、その意味で譲渡性・流通性が低下するという、信用取引の発展に逆行する動きをたどった文書群と位置付けることができる。

為替手形・約束手形系：13世紀中ごろに、替銭・替米という送金システムができあがり、そのために作成された為替文書が替文・替状である。このほか、借用証書として作成された利息付きの替銭もあった。そして、替文・替状から派生のうえ発達したのものとして割符を挙げることができる。割符は長い間、替文・替状と同一視されてきたが、替状のなかに「送金額は割符のなかにも同様に記載してある」と記述したものがみられることから判断すると、両者は別個に存在した独立の為替文書と考えるのが筋であろう。私自身は、割符は中世において最も発達した手形の形態であると考えている。

割符は当初は替文に付随して用いられたとみられるが、15世紀に入ると割符が単独で使用されるようになった。替文・替状も送金・借用手段として引き続き利用されたが、替文・替状と割符とは、前者が1回限りの使用にとどまっていたのに対し、後者は手形として不特定多数の人々の間を転々と流通した点において大きく異なる。この間、割符を で述べた切符系の手形であるとする説もあるが、割符は民間主体が債権債務関係に基づいて発行した商業手形であるのに対し、切符は行政機関による支払命令を記した連絡・指令文書であるため、両者は明確に区別される必要があると考えている。

割符の場合、現存するものは一切なく、わずかに写しが6点残っているだけである。この写しから割符の形態面での特徴を探ると、額面は大方が10貫文と定額化が図られており（額面が5貫文の割符は「半割符」と呼ばれた）、10貫文1枚ごとに「1つ、2つ、…」ないし「1個、2個、…」と数えられた。例えば33貫文を年貢として送金する場合には、10貫文の割符3つと現銭3貫文が送付された。これは、割符を、端数金額を伴うのが一般的であった替文と峻別するうえでの大きな特徴点である。

割符の振出地については従来、荘園現地で取り組まれ、畿内で決済されたと考えられてきた。しかし、割符の流通性を前提とすれば、割符のなかには畿内で振り出

され、地方の荘園に流れていったものもあると考えるべきであろう。実際、畿内近国で振り出され、商人達の手を転々としながら地方の荘園にたどり着き、そこから年貢の送金手段として再び畿内に送られて決済されたと解釈しうる割符の史料もある。また、サンプルが少なく確たることはいえないが、割符の譲渡に際しては、裏書きという手続きはとくに必要なかったと推測される。そうであるとすれば、割符は非常に流通性が高く、紙幣的な性格をも帯び始めた手形であったといえよう。

なお、割符は一般には為替手形とされるが、振出人と支払人が一致する約束手形的なものも存在したのではないかと考えている。なぜならば、為替文言を持つもののみならず、預かり文言を持つ割符も存在するからである。15世紀後半の割符流通の最盛期に至ってなお、為替文言の割符と預かり文言の割符が並存するのは、意味のあることである。約束手形系の割符としては、開口神社史料のなかに、銭の借用証文を、文字こそ異なるが「幸符」と呼んでいる事例があるとともに、そこには一覽払い文言もあり、これは約束手形としての割符が広範に存在していたことの傍証ではないかと考えている。近世の私札の起源を探る際に問題となるのも、こうした約束手形系または預かり手形系の割符であろうと考えている。

その他：折紙は、14世紀末に登場し、現在でも晴れの機会に用いられる贈答品目録であり、贈答品が銭の場合、研究者の間ではとくに「折紙銭」と呼んでいる。折紙銭は、初めは儀礼的な文書であった。15世紀に入ると実質的な約束手形として機能するようになり、折紙を渡してから実際に現銭を引き渡すまで数年かかる事例や、現銭を送らずに帳簿上の計算のみで決済がなされるといった事例も見受けられた。しかしその後、折紙だけの贈与や濫発が行われたため、折紙の受取人が銭を回収できないなどの事態が生じたことがたつて、15世紀末に至ると約束手形的な運用は縮小した。折紙銭を手形に分類したのは、限られた人的集団の範囲内ではあるが、折紙銭の譲渡が行われたためである。

#### (中世における金融機関経営の実態)

中世の代表的な金融機関としては、土倉を挙げることができる。土倉は、寺院の祠堂銭をはじめとした民間からの出資金あるいは預かり金である合銭を基礎として貸付けを行っていた。利益は利子というかたちで出資者に還元された。しかしながら、土倉が手形を取り扱った形跡はまったくみられない。

中世において手形業務に従事していた金融機関は、問屋である。問屋は土倉とは異なり、大文字屋や紅屋など屋号を名乗っていた。また問屋は、土倉と同じく祠堂銭など民間出資金による預金業務を行っていたが、土倉が預かり金を貸付で運用していたのに対し、問屋はそれを本業である商品流通のための運転資金として利用していたという点で異なる。問屋が祠堂銭を受け取った際の預かり状または預金証書が「豎切紙」という形態で残っている。切符や割符も豎切紙に書かれており、共通点が窺える。豎切紙の場合、携行時の利便性が高いため、手形用紙には適していたと思われる。豎切紙の横幅を狭くすると、近世紙幣に類似した短冊形となる。これに対し、替文や替状は、必ずしも切紙ではなく、より大きめの紙に記されていた。

預かり状の額面は割符と同様、大方が10貫文で、まれに5貫文や20貫文もみられた。このことは、当時の大口取引の基本単位が10貫文であったことを物語っている。また興味深いことに、金田屋という問屋が永正2年〔1505〕に松源院宛てに発行した一覧払いかつ持参人払いの預かり状のなかには、養徳院（松源院の自家筋）の添え状がなければ支払いには応じられないという但書の付されたものがあり、受取人に一定の枠をはめた格好となっている。このことは逆に、この預かり状が松源院の手を離れて他人に譲渡される可能性があったことを示唆している。預かり状は、形式からみても割符と非常に似通っており、こうした系統の文書が近世における預かり手形へとつながっていくほか、私札の起源を考えるうえでも注目する必要があると考えている。

口. 報告2：「16世紀後半における貨幣流通」（浦長瀬隆・名古屋学院大学助教授）

貨幣の流通実態を詳しく知りたいというのが私の中心課題である。そのため、主として土地家屋の売却証文である売券を用いて、支払手段に何が用いられたかを詳細に調査した。その結果、西日本地域においては、16世紀後半に銭から米へと支払手段の変化が生じていたことが判明した。

貨幣使用について記された売券以外に利用可能な史料としては、現時点では多聞院日記（表1）と、京都妙心寺文書のうち金銭の受け払いを記した「納下帳」（表2）の2点しか見つかっていない。多聞院日記によれば、永禄11年〔1568〕までは銭の使用がほとんどであったが、翌12年〔1569〕（正確には11年12月）より米の使用が5割を超えるようになり、天正4年〔1576〕には9割方、米によって支払いがなされた。その後、天正15年〔1587〕から文禄元年〔1592〕までの間、一時的に銭の使用が米を上回る局面もみられたが、文禄3年〔1593〕以降は再び米払いが大勢となった。また、妙心寺の納下帳をみても、元龜2年〔1571〕以降、米の使用が銭を上回るようになっていたことがわかる。

売券でみると、より多くの地域において使用通貨変遷の実態を知ることができる。まず、近江、大和、紀伊、若狭、山城、河内、和泉、摂津、丹波、但馬、播磨等の近畿地方をはじめ、四国の土佐や九州の豊前地方でも、つまり西日本の多くの地域においては、若干の地域差はあるものの、ほぼ1570年ごろより銭から米へという支払手段の変化が生じている。一方、東国でこうした変化がみられるのは美濃、越前の両地方のみである（関東は史料が残っていないため何もわからない）。これに対し、北陸や東北地方においては銭の使用が続いており、銭から米への変化はみられない。そして、福島や山形のように、17世紀に入って銭から金へと変化するところもある。

表1 多聞院日記にみる貨幣使用

時期	年代	米	銭	その他
第 期	永禄8年 [1565]		100.0	
	永禄9年 [1566]	2.2	97.8	
	永禄10年 [1567]	5.1	89.8	5.1
第 期	永禄12年 [1569]	50.8	49.2	
	元龜元年 [1570]	57.1	42.9	
	元龜2年 [1571]	41.1	56.2	2.7
	元龜3年 [1572]	67.6	32.4	
	天正2年 [1574]	69.5	23.7	6.8
	天正3年 [1575]	76.4	23.6	
	天正4年 [1576]	90.5	4.8	4.7
	天正5年 [1577]	92.4	1.9	5.7
	天正6年 [1578]	96.4	3.6	
	天正7年 [1579]	89.5	10.5	
	天正8年 [1580]	81.1	16.2	2.7
	天正9年 [1581]	94.8	5.2	
	天正10年 [1582]	93.9	6.1	
	天正11年 [1583]	97.6	2.4	
天正12年 [1584]	80.5	19.5		
天正13年 [1585]	79.4	11.8	8.8	
天正14年 [1586]	65.0	30.0	5.0	
第 期	天正15年 [1587]	21.6	78.4	
	天正16年 [1588]	14.3	82.1	3.6
	天正17年 [1589]	17.9	78.6	3.5
	天正18年 [1590]	11.5	88.5	
	天正1年 [1591]	25.6	74.4	
	文禄元年 [1592]	21.4	78.6	
第 期	文禄2年 [1593]	70.6	29.4	
	文禄3年 [1594]	88.9	7.4	3.7
	文禄4年 [1595]	69.2		30.8
	文禄5年 [1596]	100.0		

このように、西日本地域では16世紀後半に入って銭から米へと支払手段が変容を遂げるが、その後、16世紀終わりから17世紀にかけて、今度は米から銀へと変化する（厳密にいうと、京都と山城は1580年ごろより、それ以外の地域では17世紀より銀を使用するようになる）。米から銀への移行期にみられる特徴としては、米と銀が両方使用される時期を経つつ次第に米から銀へと漸進的に移行した点が挙げられるほか、都市から離れた地方ほど銭・米両方を使用する期間が長いという点が指摘できる。

銭から米への変化に話を戻すと、そのころに租税の納入も銭納から米納へと変化した事実が観心寺や妙心寺、大徳寺などの史料から確認できる。

表2 京都妙心寺文書「納下帳」にみる貨幣使用

	米		錢		比率	
	件数(件)	祿額(石)	件数(件)	祿額(文)	米(%)	錢(%)
元龜元年 [1570]	33	2.527	68	7,305	32.7	67.3
2年 [1571]	151	26.669	1	20	99.3	0.7
天正2年 [1574]	104	21.173	0	0	100.0	0
3年 [1575]	164	37.958	0	0	100.0	0
8年 [1580]	94	27.233	8	5,030	92.2	7.8
9年 [1581]	238	61.284	28	50,366	89.5	10.5
10年 [1582]	191	42.511	12	10,350	94.1	5.9
11年 [1583]	119	44.304	64	25,125	65.0	35.0
12年 [1584]	173	40.219	41	15,443	80.8	19.2
13年 [1585]	119	43.277	64	36,056	65.0	35.0
14年 [1586]	288	76.991	139	67,523	67.4	32.6
15年 [1587]	58	18.573	29	3,989	66.7	33.3
16年 [1588]	163	29.0172	163	37,430	50.0	50.0

(注) 天正9年～天正14年は1月～12月、元龜元年、天正2年、天正8年は8月～12月、元龜2年、天正3年は1月～7月、天正15年は2月および5月～7月、天正16年は3月～7月を集計。

支払手段が上で述べたような変化を遂げた背景には、撰錢の広範化があるのは論を待たないが、撰錢令の公布がそうした錢から米への変容を促したのではないかと考えている。表3でみられるように、錢から米への変化は、撰錢令が発出された後、2～3年後に生じているのである。

表3 撰錢令と、錢から米への支払手段の変化

	京都	奈良	近江	
永祿8年 [1565]	(13代將軍義輝暗殺)	興福寺の撰錢令		各地の錢から米への変化
永祿9年 [1566]			浅井氏の撰錢令	播磨国 1570 但馬国 1570 山城邦 1572
永祿10年 [1567]		興福寺の撰錢令		若狭国(小浜) 1573
永祿11年 [1568]	(織田信長入京)		錢から米に変化	大和国 1573 丹波国 1573
永祿12年 [1569]	織田氏の撰錢令	錢から米に変化		河内国(1573) 和泉国 1574
元龜元年 [1570]				
元龜2年 [1571]	錢から米に変化			

## 八. 報告3：「私札の発展」(鹿野嘉昭・山口健次郎、日本銀行金融研究所)

### (初期私札の登場)

私札をわが国の貨幣史のうえにどのように位置付けるかというのが、この報告のテーマである。その前に、まず私札について概観すると、わが国では、安土桃山時代末期から江戸時代初期にかけての約60年の間、有力商人が単独もしくは共同で、時には領主権力からの承認を得て発行した「私札」と呼ばれる紙幣が地域的な交換手段として流通していた。これらの私札は初期私札、あるいはその発行・流通地域が伊勢国、大和国、摂津国など近畿地方に集中していたことにちなんで「畿内古紙幣」と呼ばれる。初期私札は、発行地域を基準として、伊勢系統、大和系統、摂津・河内・和泉系統の3種類に大別することができる。

伊勢系統私札の代表的なものとしては、伊勢外宮の神職者兼商人であった山田御師<sup>おし</sup>によって発行された山田羽書を挙げることができる。山田羽書は、現在確認できるなかで最も古い私札であると考えられており、またこの山田羽書がわが国における紙幣の源流であると同時に、江戸時代の寛文期(1660年代)以降発行が増大した藩札の原型であるとされている。その後、宇治、射和、松坂、丹生など近隣地域においても、山田羽書をモデルに、銭貨不足の解消を狙いとして各種の私札が発行された。これら伊勢系統の私札は、各地の商業取引ニーズに基づいて発行されたが、17世紀後半、寛永通宝(文銭<sup>ぶんせん</sup>)の浸透とともに漸次姿を消した。次に、大和系統の私札では、吉野川沿いの大和下市で発行された下市銀札が有名である。下市は中世以来の交易の中心地で、同地の富豪が銀の重量を紙に書いて、「切手」と称して発行したのが始まりとされる。また、摂津・河内・和泉系統の私札としては、大坂江戸堀河銀札<sup>えどぼりがわ</sup>、夕雲開銀札<sup>せきうんびらき</sup>などが知られている。大坂江戸堀河銀札は、元和元年[1615]、豊臣氏滅亡とともに灰塵に帰した大坂の区画整理事業の一環として実施された、江戸堀河の開削工事における人足費用支払のために発行され、夕雲開銀札は、堺近郊の新田開発に際し、食糧費用や労賃支払のために発行された。

これら初期私札の特徴をまとめると、発行主体は富豪と称される地域の有力商人であり、私札の交換手段としての一般受容性や銀あるいは銭貨との兌換性は、彼らの大きな経済的信用力によって支えられていた。また、畿内古紙幣はいずれも銀目で、しかもほとんどの場合、銀1匁以下の小額貨幣として発行された。これは、初期私札が、発行後に市中を転々流通しやすいように工夫された可能性を示唆している。なお、畿内経済の中心地であった京都では、初期私札の発行はこれまでのところ確認されていない。



(私札の歴史的意義)

こうした初期私札の経済史的意義を、16世紀後半から17世紀前半にかけての通貨の流通状況に照らして考えると、次のように要約することができよう。私札は、撰銭行為の広範化とともに生じた銭貨の流通価値の混乱、あるいは価値尺度・交換手段としての渡来銭の機能が低下するなかで、地域的・一時的な通貨不足の解消手段として有力商人により発行され、価値の安定した交換手段を求めていた人々によって、貨幣として受容されたと考えられるのではないだろうか。

すなわち、平安時代末期以降、わが国の朝廷や幕府は造幣大権の行使を事実上放棄したうえ、渡来銭と呼ばれる中国から輸入した銭貨を国内通貨として利用していた。鎌倉時代や室町時代中期までは渡来銭が大量に流入し、わが国の経済発展を資金決済面から支えてきたが、15世紀後半以降になると、渡来銭の流入が途絶えたことに加え、日本国内においては銭貨の品質管理を担当する部署がないなかで渡来銭が長年にわたり使用された結果、われ、かけ、うちひらめといった質的劣化が進み、通貨不足が深刻化した。こうした通貨不足への対応措置、もしくは貨幣利用に関わ

表4 中世から近世にかけての貨幣の変遷

	貨幣関連事項	貨幣面でのイノベーション
室町時代 1573	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14世紀、割符の利用広まる。</li> <li>・ 15世紀後半、渡来銭の流入途絶える。撰銭の盛行。</li> <li>・ 同、私鑄銭の流通が増大する。</li> <li>・ 1485、周防大内氏、撰銭禁令を発令。</li> <li>・ 1513、このころ、金銀の秤量貨幣登場。</li> <li>・ 1547、このころ甲斐武田氏、甲州金の鑄造を開始。</li> <li>・ 1550、北条氏、永楽銭を關八州の通用銭とする。</li> <li>・ 1560～70、米の貨幣的機能の拡大。</li> <li>・ 1569、織田信長、撰銭令を発令。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替手形の一般化と普及</li> <li>・ 民間部門による貨幣供給量増大を意図した措置</li> <li>・ 価値が安定した米を貨幣に利用する貨幣選択行動の高まり</li> </ul>
安土桃山時代 1600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1580、このころから銀の貨幣としての利用が高まる。</li> <li>・ 1588、豊臣秀吉、天正大判を鑄造。</li> <li>・ 1596、徳川家康、武蔵墨書小判を鑄造。</li> <li>・ 1600、このころ、山田羽書の発行始まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額貨幣としての銀の普及</li> <li>・ 秤量金貨の一般化</li> <li>・ 定型・定額紙幣の登場</li> </ul>
江戸時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1601、徳川家康、慶長小判・丁銀等を鑄造。</li> <li>・ 1604～34、徳川幕府、撰銭令を発令。</li> <li>・ 1615～30、近畿地方で私札の発行が増大。</li> <li>・ 1636、寛永通宝の鑄造始まる。</li> <li>・ 1661、越前福井藩、藩札の発行を始める。</li> <li>・ 1660年代、三貨制の定着。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計数金貨の登場</li> <li>・ 民間部門による貨幣節約手段の開発</li> <li>・ 銭貨が約700年ぶりに鑄造される</li> <li>・ 藩札という領国貨幣の始まり</li> </ul>

る利便性の向上手段として、銭貨あるいは割符から私札の発行という流れが生じた  
と考えることができる。

換言すれば、私札の登場は、民間部門による撰銭への自発的な対応として、中世  
から近世にかけてみられた通貨不足のなかで起こった貨幣節約および利便性向上の  
ための「イノベーション」と捉えることができる（表4）。とりわけ、私札あるい  
は紙幣の始まりとされる山田羽書は、中世における割符といった信用取引と比較す  
ると、中世の手形類が貨幣的価値の受け渡しを記した一般文書であったのに対し、  
交換手段あるいは貨幣としての認証性や通用力を高めることを目的として、様式面  
での定型化、金額面での定額化が図られるなど、イノベーションを伴って登場した  
ところに歴史的意義があるといえる。また、私札は当初、山田羽書に代  
表されるように、神仏の宗教的権威により貨幣としての通用力が支えられていたが、  
いわゆる経済社会の成立とともに、宗教的権威に頼らなくても一般受容性をもった  
交換手段として広く通用するようになった。そして、このような私札の交換手段と  
しての一般的使用が、その後、諸藩により領国貨幣として発行された藩札の原型と  
なったと考えられる。その意味で、私札は、撰銭への対応措置として自律的に登場  
した交換手段にとどまらず、中世における信用取引と近世における札遣いという信  
用取引の間に位置する「結節点」でもあり、わが国貨幣史上の意義や役割について  
改めて見直す必要があるのではなかろうか。

## 二. 一般討議

以上3組の報告を基礎として、一般討議の場においては、中世から近世にかけて  
の貨幣の変容をめぐる、次のとおりさまざまな観点から活発な議論が行われた。

### （支払手段としての米の使用をどう捉えるか）

まず始めに、中世から近世への移行期において、それまで貨幣としての役割を果  
たしてきた渡来銭や私鑄銭などの銭貨に代わって、米が再び支払手段の役割を担う  
ようになった点について、**田代**（慶應義塾大学教授）より、「税金の徴収や運搬な  
どの面において利便性の高い銭貨から、前近代的な物品貨幣としての米への転換と  
いう、いわば『昔帰り』が起こっている。なぜ米という物品が再び貨幣としての機  
能を持つに至ったのか」という疑問が提示された。さらに、「付言すれば、その後、  
近世・江戸期に至っても、石高制という米を基礎とした徴税システムが採られ、武  
士の給料も米で支払われた。米は商人を通じて貨幣に交換することにより、漸く一  
般取引に用いることができるという意味で、相応の手数が必要であったわけであり、  
租税も現金で集めたほうが容易だったはずである。それにもかかわらず、こういう  
徴税システムが江戸時代に存在したということは、中世から近世初期への銭から米  
への移行と何か関係があるのではないだろうか」と述べた。こうした問題意識は、  
「貨幣の変容と政府との関係をどう捉えるか」という非常に大きなテーマへとつな  
がった。すなわち**田代**は、「銭から米への転換が中世から近世への移行期に実際に  
起こっているのだが、もしそれが銭不足を原因としたものであれば、政府が銭を供

給して不足を補うという行動を採りえたはずである。しかし実際には、政府が特段の政策を採らぬまま、米が貨幣的な役割を担うようになった」と述べ、政府の政策姿勢に着目して議論することの重要性を強調した。また、これと関連して、**保立**（東京大学教授）からも、「支払手段としての米の使用については、荘園制から幕藩制への転換という、より大きな『社会制度の枠組みの変化』という文脈のなかで捉える必要がある」というコメントがなされた。

田代の問題提起に対して、**浦長瀬**からは、「銭から米への転換と政府との関連について、政府とは若干異なるが、それに領主がどう対応したかという史料が2点想起される」として、次のような文献史的事例が紹介された。「1つは観心寺文書であり、そこには支払手段として銭貨が使用されなくなって以降、租税の納入方法が銭納から米納へと変化した、と書かれている。今1つは興福寺の僧侶の布施受取帳である。この史料には、撰銭令の後、一般取引での使用には不便となった悪銭を用いて興福寺に布施を支払う人が増えるようになったため、興福寺自身が撰銭を行わざるを得なくなった。しかし、寺社としてそれでは外聞が悪かろうという判断もあって、銭貨の代わりに米で布施を受け取ることにした、と記されている」。

（米の貨幣的機能の拡大について）

次に、支払手段としての米の使用という問題を掘り下げるに当たり、**神木**（神戸大学教授）より次のような疑問が提示された。「中世から近世への支払手段の変容を考える場合、浦長瀬氏のように『銭から米への転換』という整理は非常にクリアであり、しかも理解しやすいと思う。しかし一方で、ごく素朴な疑問が生じる。それは、支払手段として銭が使われなくなったとすれば、銭を持っていた人はそれを死蔵するほかに、なす術がなかったのであろうか」。そして、これに続けて**神木**は、経済学的な視点から米の貨幣としての機能に着目しつつ、以下のようにコメントした。「貨幣が使用されなくなったために、米がそれにとって代わったというよりは、むしろ米はいつでも市場で銭貨に換金できたため、米も支払手段としての機能を持ったと考えるべきではないか。しかも戦国期という特殊な時代背景のもとにおいて、米は、現物であるという利点に加え、インフレ・ヘッジの機能をも併せ持った財であった。こうした米の持つ特殊な機能が、米をして支払手段への急速な転換を可能にせしめたものと思われる。このように、米が貨幣として使用されるに至った背景について考える場合には、単に貨幣の形質的变化に注目するのではなく、換金性の高まりとともに米の市場における貨幣的機能が拡大していったという観点からみていく必要がある」。

さらに**神木**は、「浦長瀬氏の用いた史料は、土地家屋といういわば高額商品の売券であり、その変化を分析の対象にしたという点に特殊性があると考えられるべきではなかろうか」と述べ、これに呼応して、**保立**からも、「高額貨幣と小額貨幣を区別して議論する必要があるように思う」との意見が寄せられた。

こうした疑問に対し、**浦長瀬**は、「確かに、多聞院日記のなかに、米遣いと銭遣いが同時に行われたという記述がある。そして、明確な線引き基準はないものの、

一般に銭は小額支払いに、米は高額支払いに利用されたという傾向が読み取れる。神木氏の指摘どおり、私が今回史料として使用した土地売券は、土地家屋を対象としたものである性格上、高額な取引に用いられたものであろう。その一方で、小額取引においては、銭貨が継続して使用されたと考えている」と、文献的事例を挙げつつ回答した。

( 対外関係・地域性と貨幣流通について )

中世から近世への転換期における貨幣流通を、海外とくに中国との関係において捉えることの重要性を指摘する意見も出された。例えば岩橋(松山大学教授)は、「東アジア地域における貨幣の動きとの関連をどう考えればよいのだろうか。中世のわが国は、中国銭貨の巨大な流通圏のなかに位置していた。撰銭という貨幣選別行為も15世紀後半に中国で発生をみたのが、16世紀に至って日本にも伝わってきたと主張されることが多い。中国で撰銭が発生した背景としては、イスラムとの交易が一段と広がりを見た結果、中国がイスラム貿易により獲得した銀が貨幣の役割を担うようになったという点が指摘されている。このように、中世から近世への移行期においては、撰銭が銭不足や米の使用をもたらし、さらにその後、中国からの影響を受けるかたちで銀が貨幣として通用するようになる、という歴史的な順序で捉えられるのではなかろうか」と述べた。

また、中国史の専門家の立場として、濱下(東京大学教授)からは、「これまで議論されてきたような、政府の政策・財政の問題と貨幣流通との関係や、アジア地域における共通の金属貨幣素材としての銅や銀とその変容、といった文脈で、日本の貨幣問題やその中国からの影響を探ることについては、やや限界があるように思う。そうした切り口とは別に、内外の商業史の観点から貨幣流通や信用取引を捉え直してみてもどうか」として、以下のような新しい分析視角が提示された。すなわち、「具体例を挙げれば、日本は中世においては中国通貨圏のなかにあり、近世における鎖国時代の江戸期三貨制を経て、近代に入って海外へと進出し、そこで再び中国商人との間で取引を行った。その際、中世の中国と近代の中国とでは、商人達の為替取引の手法や支払慣行が異なっていたこともあって、日本の商人達は中国との商取引に際し大きな壁にぶつかったに違いない。こうした中国商人グループの影響や中国との取引ネットワークが歴史的にどのように変遷してきたかを研究すれば、中国商人が日本の港に存在した『為替屋』と何らかのかたちで直接・間接につながっていた可能性が大きいため、そうした経路を通じて中国から日本へと取引手法・支払慣行などがどのようなかたちで伝播してきたかが明らかになるはずである」。

次に、「対外関係とも絡むが、貨幣の問題を考えるに当たっては、国内における地域性についても議論の射程に入れる必要性を強調したい」として、網野(神奈川大学特任教授)より以下のようなコメントがなされた。すなわち、「美濃・越前より東の地方で中世においてどのような貨幣が用いられていたのかは実はまだよくわかっていない。東京大学史料編纂所の中島圭一氏らの研究により、永楽銭が基準通貨として機能していたのではないかという議論が近年活発になされている。その一方で、南九州地

域においては、まったく別の貨幣が流通していたとされている。このように、地域別に貨幣の流通実態を探ることは、海外における貨幣の流通実態とも自ずから関連してくることになる。そういう視点で貨幣流通の問題を整理する必要があると考えている」とした。

こうした視点をさらに補足して、**林**（江戸東京博物館研究員）は、「中世から近世への移行期における銭貨の問題を考えるに当たって、対外関係を踏まえて見直す必要があるという指摘はもっともだと思うが、ここでさらに、近世における国内の銭貨需要についても、再考を促したい」として、次のように述べた。「通説では、江戸期の銭貨は寛永通宝の鑄造によって全国统一が達成されたとされることが多い。しかし、吉宗の時代に実施された『11品目調査』は、実は銭貨を含めて12品目に対して行われており、この時代には銭貨はモノとして取り扱われている。こういう風潮が完全に消滅するのは享保期の少し後、明和期に入ってからのことである。したがって、18世紀の後半ごろまでかかって、庶民層の需要に応えるだけの銭貨の供給が徐々になされたと考えるべきであろう」。

（割符、私札の発展をめぐって）

割符に関しては、**鈴木**（慶應義塾大学教授）より、「為替を中心とする割符に、貨幣の節約手段としての意味を持たせてよいか。つまり、中世においても貨幣節約という要因が信用取引に影響を及ぼしたのか否か」という疑問が提示された。これに対し、**桜井**からは、「割符流通のピークは15世紀であり、16世紀に入ると史料への登場頻度がほとんど消滅することからみて、流通しなくなったものと判断してよいただろう。つまり、銭貨の供給量には問題がなかった時期に流通のピークを迎えていたという事実からみて、割符は貨幣節約とは無関係であると考え。その意味で、金融研究所報告が私札に与えた『貨幣節約の結果としての私札の発生』という意義は、割符には認められない。また、銭貨建てで高額面の割符と、銀目で小額面の私札とでは、性格的にも区別して考える必要がある」という回答があった。

また、「貨幣節約」という言葉の定義をめぐって、**鈴木**からは以下のようなコメントが寄せられた。「為替が発達する場合には、その前提条件として実体面で貨幣の流通量が確保されている必要がある。つまり、貨幣が十分に流通するとともに、それがうまく機能しているときにこそ、為替が発達するといえる。したがって『貨幣節約』という場合には、貨幣の絶対量を節約するという側面だけでなく、貨幣の輸送に関わる手数を節約するという面も見逃せない。中世において貨幣節約という場合には、この輸送の節約という側面が大きいのではないか」。

次いで、**保立**より、米の貨幣的使用の性格付けをめぐって指摘したように、割符についても荘園制から幕藩制への社会制度の変容のなかに位置付けて議論すべきとして、以下のようなコメントがあった。「桜井氏の報告において使用された割符6点は、いずれも年末から翌年の2～3月にかけて振り出されている点が重要である。都市による地方支配の体制であった荘園制において、年貢が都市に集中するのはまさにこの時期であり、今でいうところの『年貢の納め時』である。したがって、10貫文という高額面の割符発行は、荘園制に特殊な行為であり、また荘園制下におけ

る物資の流通手法の1つとみなすことができよう。このことはまた、先述のとおり、信用制度のあり方を考える場合に、荘園制から幕藩制へと姿を変える社会制度の変容を前提として捉えることの重要性を示唆している。」

こうした議論の末、中世の為替手形の性格については、**桜井**が指摘するとおり、「中世初期より存在した為替手形としての割符は、15世紀に流通のピークを迎えた後、16世紀に入って衰える。それに代わって16世紀後半になると、<sup>かえぎに</sup>替銭の系譜を引く<sup>かえまい</sup>替米・<sup>かわしまい</sup>為替米が為替取引の主流となるが、いずれも1回限りの決済システムであり、通貨として転々流通するような手形類は発生しなかった」という見方に落ち着いた。

私札に関しては、まず**浦長瀬**が、「銭不足が米に貨幣的機能を与えると同時に私札の発展を促したとする金融研究所の仮説についてコメントしたい」として、以下のように述べた。「売券でみる限り、17世紀の伊勢地方においては山田羽書を支払手段とした事例は皆無ではないものの極めて珍しい。むしろ、この地方においては、支払手段は銭貨から金貨へと変貌を遂げている。したがって、銀目であった私札を支払手段のなかに含めてよいか、という点には疑問符を付けざるを得ない」。これに対し、**鹿野**は、「富山札は、銀目の私札でありながら、裏面をみると『小判にて引き替え候』と記されている。つまり、富山札は、銀目の小額貨幣でありながら、例えば1匁札64枚によって小判1両と両替できるなど、金貨との引き替えが前提とされている点が謎である。これに説明を加えるとすれば、山田羽書の場合には、伊勢外宮の所在地という場所柄、多数の人々が他の地方・地域から集まることもあり、銭貨という形態で通貨を発行してもそれらが地域内に滞留せず、他の地方・地域に散逸してしまう。そこで羽書という形式が採られ、小額の釣り銭需要を満たすべく、金貨建てではなく銀目の私札として発行されたものと思われる。これに対し、射和地方で富山家が仕入代金の支払いのために発行した富山札の場合、表面的には山田羽書に類似した形式が採用され、銀目の小額貨幣となっているが、実質的には金貨に引き替えられる金札として機能していたと考えられる。そして、金貨に交換できることを背景に、2年間という短い期間で引き替えが急速に進んだとも考えられるのではないかと推測的な仮説を提示した。

続いて**伊藤**（東京大学教授）は、私札や割符における打歩の問題について、次のように質問した。「まず私札だが、例えば山田羽書には、発行当初には5%程度の、またより後期に至っては15%程度の打歩が付されたと記憶している。貨幣的な性格を持つからこそ打歩が存在したともいえるが、逆にあまり打歩が大きすぎるとすぐに兌換請求されて流通市場から姿を消してしまう。こうした性格を持つ打歩と、金融研究所の報告が順調な金融イノベーションの過程で生じたと位置付けた私札の間には、一般にどのような関連があるとみているのか。また、割符については、そもそも打歩があったという記述が史料に残っているのかどうか」。

これに対し、まず私札については、**鹿野**より、「必ずしも史料に明記されているわけではないが、私札には一般に打歩が存在した可能性があると思われる。というのも、私札は貨幣不足への対応をねらいとした貨幣節約手段であり、兌換請求を必ずしも前提としていないからである。また、紙幣が発行当初より額面どおり通用し

たのではなく、中世から近世に至るプロセスにおいては、打歩という、いわば通貨使用に対するプレミアムを要求する行動があったのではないか」との回答があった。次に割符については、**桜井**が、「割符に打歩があったという史料はない。割符はこれまでの議論のとおり完全な紙幣とはいきれない面があり、打歩は存在していなかったと考えるべきであろう」と述べた。

また、対外関係と信用制度に関連して、**鈴木**より、「先ほどの貨幣の議論においては対外面の影響が議論されたが、信用取引の発展については中国と日本との間に関連があったのか否か」との疑問が投げかけられた。これについては**桜井**が、「中国の影響を受けて日本でも信用取引が発達したとはみていない。日本の信用制度は日本における自生的なものと理解している」と説明した。その根拠の1つの事例として、**鹿野**は、「会場外に並べて展示してあった日本の紙幣版木と中国の銅版にみられるように、紙幣の製造技法は日本と中国ではかなり異なっていた。日本の場合、私札や藩札は判子の技術を応用した版木を用いて印刷され、しかも神札に類似した縦長の厚紙に大黒天等の七福神や菩薩が描かれている。これに対し、中国紙幣の場合、竹紙に何元という貨幣額面金額が記載されているにすぎない。このように、紙幣の様式や形態がまったく異なっている点からすると、桜井氏の指摘どおり、中国と日本では紙幣は別々に、つまりそれぞれ国内的な要因によって発生したと考えられるのではないか」という意見を述べた。

さらに議論は発展し、**林**より次のようなコメントと質問があった。「信用取引の発展について、話題を近世に転じてみると、紀州に本家を持つ銚子の醤油醸造元・ヤマサの大福帳に、享保期から18世紀半ばに至るまで為替を使っていたとの記述がある。また、同じく銚子の醤油醸造元・ヒゲタでも、19世紀に入って銚子 - 霞ヶ浦（原料である大豆の生産地）間で為替手形が使われていた。このように、三都のみならず、経済的発展が遅れていた関東など他地域においても、為替手形や私札の使用があったのか。またもしあったとすれば、中世とのつながりにおいてそのことをどのように捉えればよいのか。これまでの為替研究は、本両替（三井）など大手両替商を中心とするものであったので、その点をこの機会にぜひ確認しておきたい」。

これに対しては、**鹿野**が、「金融研究所では目下両替商の研究を進めているが、例えば『大坂昔時の信用制度』や『両替商沿革史』のような文献のなかに、大坂と地方の間では、物品を取り扱う商業問屋が為替を動かしていたと書かれている。こうしたことから類推すると、江戸 - 銚子間で行われていたような為替取引が他地域でも存在した可能性がある。一方では、広島藩と鴻池との関係のように、大手両替商が直接為替取引を行う場合もあった」と回答した。

ホ. 総括コメント：石井寛治・金融研究所顧問（東京大学教授）

桜井氏は、中世における信用制度の発展過程を概観し、割符が為替取引時の手形のみならず紙幣的な役割も演じたことを述べた。一方、浦長瀬氏は、15世紀に中国より流入した銭貨への信用がなくなるなかで、米が支払手段として用いられるようになったことを明らかにした。そうした意味で、両者の報告は、中世貨幣経済の

持つ発展的な面と限定的で脆弱な面の両面を示していた点が興味深かった。続く金融研究所の報告は、米遣いや私札の発生を、撰銭に象徴される銭貨に対する信用低下への対応と位置付け、とくに私札については、渡来銭から寛永通宝あるいは藩札へと続く通貨の発展のなかに現れた過渡期の紙幣として、これを段階的・発展的に貨幣史のなかに位置付けた点が特徴であった。

これら全体を通じた印象を総括的にコメントすれば、以下のとおりである。すなわち、中世から近世への貨幣の変容について考える場合には、貨幣そのものだけに着目して発展段階論的に捉えるのみならず、比較対象となる双方の市場経済のあり方を類型化し、その相違点のなかに位置付けられる貨幣の性格という面についてもあわせて考察する必要があるのではないか。

そうした分析視角の具体例としては、以下のものが挙げられる。

一般に中国型の市場経済は、国家権力の支配下にあり、官僚の恣意的な介入が絶えずあって市場の客観的な論理が貫かれず、そのため将来の見通しが立てにくい、したがって長期的な産業投資が困難であるといわれている。これに対し、西洋型の市場経済は、国家権力の介入はあるものの、それを市民が排除して自律的なルールがしだいに形成されていき、そのため将来の見通しを立てうるようになる点に大きな特徴がある。例えば通行税について、中国、西洋、日本を比較すると、中国では宋の時代から19世紀の太平天国の乱以降の時代に至るまでさまざまな通行税を徴収し続け、諸外国から非難を浴びるなど、外交問題まで引き起こしている。中世の西洋では、例えば14世紀末のライン川に64カ所もの税関があったとされているが、商人達は免税特権を諸侯から得るとか、都市同士が通行税を免除し合うなどの対策を講じて権力の市場介入を排除しようとしている。これに対し、日本の中世にも多数の関所があり、通行税を徴収していたが、信長と秀吉の力によって通行税は一挙に廃止され、近世の関所は警備中心の性格のものとなった。つまり、日本は中世から近世への移行期において台頭しつつあった市民の力を押さえつけながら、統一権力による上からの変革があり、古代以来の支配階級による政治支配を打ち倒したのであるが、その統一権力は、ある意味で西洋型の市場経済を実現するよう通行税を廃止するなどの努力をするが、他方で統一権力を持続させるために貿易独占すなわち鎖国を実施し、対外面での市場経済の発展を制限していった。

このように、日本社会は、アジア的な古代専制国家と、その変形である荘園制社会の枠組みから脱却し、西洋的な市場経済を包み込んだ、しかし中国とも西洋とも異なる独特の日本型封建社会としての幕藩制社会をつくっていく。その意味で、世界的にみてユニークな歴史の展開を示したケースなのである。

もう1つ例を挙げると、第1セッションで討議された皇朝十二銭は中国貨幣の模倣であるし、渡来銭は中国の貨幣そのものであるなど、古代・中世の日本の貨幣制度は中国の影響の下に包摂されていた。その後中国は、銀と銭との2貨制を確立するが、この幣制の下では国家権力が市場に介入し、納税の際の銀貨と銭貨との換算率を毎年県ごとに有力者と知事との交渉で決めるなど、銀両と銅銭の互換性が分断された格好となってしまった。これは、まさに国家権力が市場に介入する中国型



市場経済の好例である。これに比べると、近世日本の三貨制度は、幕府が一応は公定比率を定めてはいるものの、現実には民間が決定する市場相場で両替が行われるなど、三貨間の自由な互換性が確保されており、西洋以上に統一性を持った貨幣秩序をつくり出したということもできる。

もともと日本の律令制国家は、中国古代を真似たものであった。第2セッションでも議論されたとおり、中国は、日本の中世社会の秩序に対して大きなインパクトを与えかつ動揺をもたらしたが、そのインパクトは中国とは逆のタイプの市場経済を形作る方向に働いたと捉えることができる。貨幣の段階的発展論のみならず、市場経済の変容過程をこのように解釈することで、そのなかで機能する貨幣の性格もより明確なかたちで浮かびあがってくるのではないだろうか。

付．金融研究会参加者リスト（日本銀行関係者を除く）

浅井 良夫	成城大学教授
網野 善彦	神奈川大学特任教授
石井 寛治	東京大学教授
石川 通達	流通経済大学客員教授
伊藤 正直	東京大学教授
稲葉 政満	東京芸術大学助教授
今尾 哲也	玉川大学教授
今村 啓爾	東京大学教授
岩橋 勝	松山大学教授
浦長瀬 隆	名古屋学院大学助教授
岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館教授
貝塚 啓明	中央大学教授
粕谷 誠	名古屋大学助教授
神木 哲男	神戸大学教授
工藤 洋久	東海銀行貨幣資料館副館長
郡司 勇夫	日本貨幣協会名誉会長
小林 吉郎	第一勧業銀行資料展示室室長
齋藤 努	国立歴史民俗博物館助手
齊藤 壽彦	千葉商科大学教授
桜井 英治	北海道大学助教授
佐藤 政則	麗澤大学教授
佐野 千絵	東京国立文化財研究所主任研究員
新保 博	中京大学教授
水藤 真	東京女子大学教授
鈴木 公雄	慶應義塾大学教授
関口 尚志	横浜国立大学教授
高橋 照彦	国立歴史民俗博物館助手
瀧澤 武雄	早稲田大学教授
田代 和生	慶應義塾大学教授
鷲見 誠良	法政大学教授
中島 圭一	東京大学助手
中田 易直	城西大学教授
永井久美男	兵庫埋蔵銭調査会代表
西川 俊作	慶應義塾大学教授
濱下 武志	東京大学教授
林 玲子	江戸東京博物館研究員
原田 一敏	東京国立博物館室長

飛田 紀男	三和総合研究所主任研究員
保立 道久	東京大学教授
増田 明文	大和銀行貨幣資料館館長
三重堀栄一	富士銀行資料館館長
三木谷良一	神戸学院大学教授
宮本 又郎	大阪大学教授
村田 隆三	千葉商科大学非常勤講師